

# 計画の骨子案（たたき台）

令和6年（2024年）7月17日  
健康福祉部



# こどもまんなか熊本・実現計画の骨子案（たたき台）

## 1 策定趣旨

- それぞれの希望に応じて安心して結婚・出産・子育てでき、こども・若者がキラキラ輝く「こどもまんなか熊本」を実現するための基本的な方針、重要事項等を示す。

## 2 計画の位置づけ

- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして策定

➢ 次期基本方針・総合戦略(令和6年度～令和9年度)と調和・連携

## 3 計画期間

- 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)の5年間

※子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県計画である現行の計画が令和6年度までであり、同法で5年を1期とすることが規定されている。

※具体施策編(仮称)は、国のこどもまんなか実行計画の見直しに応じて、毎年見直しを行う。

## 4 構成案

### 【基本方針編(仮称)】

#### 第1 はじめに

- 1 こどもまんなか熊本・実現計画の策定までの経緯
- 2 本県の現状と課題
- 3 こどもまんなか熊本・実現計画が目指す「こどもまんなか熊本」

#### 第2 こども施策に関する基本的な方針

- ① 県民とともに未来を創る
- ② 関係者と連携し、社会全体の機運醸成を行う
- ③ ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施する
- ④ 希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援を行う
- ⑤ 全てのこども・若者が幸せに成長できるようにする
- ⑥ こども・若者と関わる身近な大人たちを支援する

#### 第3 こども施策に関する重要事項

- 1 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる熊本の実現に関する重要事項
- 2 こども・若者がキラキラ輝く熊本の実現に関する重要事項の総論
- 3 こども・若者がキラキラ輝く熊本の実現に関する成育状況に応じた重要事項

#### 第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者や子育て世帯、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映
- 2 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの機運醸成
- 3 こども・若者、子育て当事者に関する人材の確保・育成・支援
- 4 その他こども施策の共通の基盤となる取組
- 5 施策の推進体制等

### 【具体施策編(仮称)】

【基本施策編(仮称)】に基づき具体的に取り組む施策を記載。

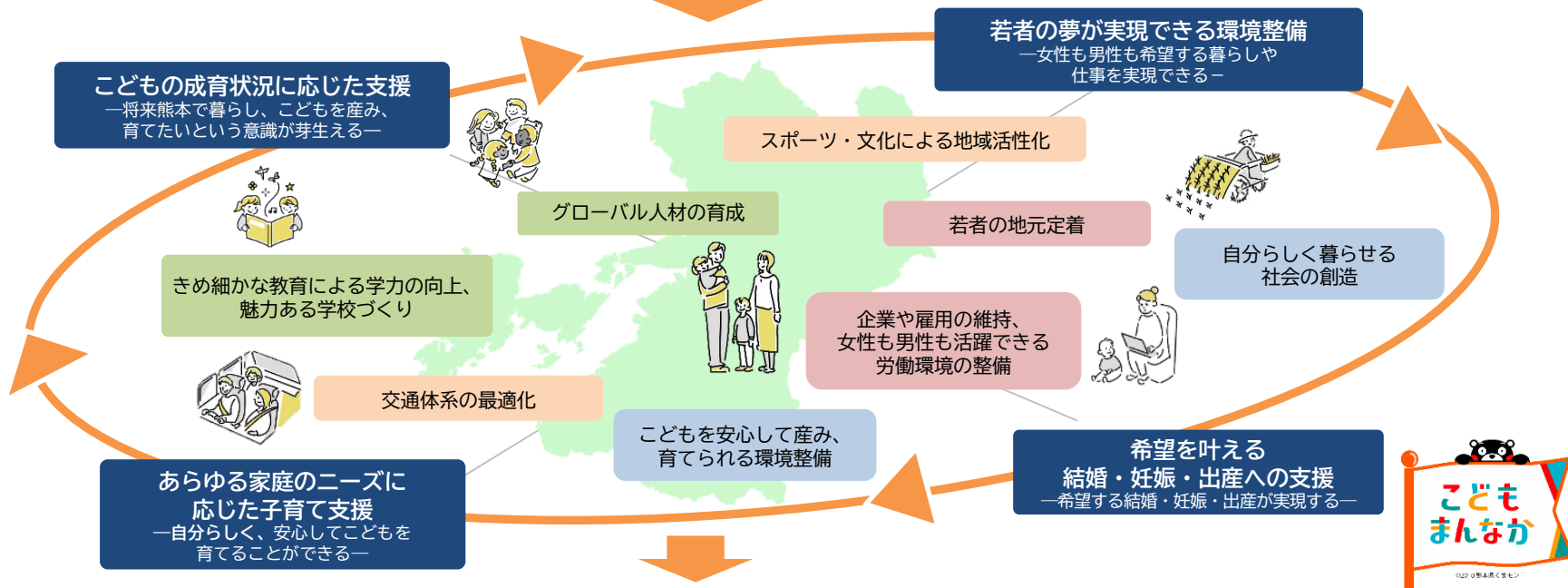
# 「こどもまんなか熊本」の考え方

- 「こどもまんなか熊本」は、それぞれの希望に応じて安心して結婚・妊娠・出産・子育てでき、こども・若者がキラキラ輝く熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本である。



- こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことや、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援する。

こども・若者、子育て当事者の視点(=こどもまんなかの視点)に立って、  
基本方針・総合戦略の重要な施策として位置付けた上で、連携しながら熊本県の施策を再構築



結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

「こどもまんなか熊本」の実現により、  
こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値を創造し、その幸福を高める。

## 基本方針（案）

### ① 県民とともに未来を創る

「県民が主人公の県政」の考えにのっとり、現場主義を徹底した上で、こどもや若者、子育て当事者・関係者の視点を尊重し、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声も含めて、そうした声にもしっかり耳を傾け、対話しながら、くまもと新時代にふさわしい形でともに未来を創る。

### ④ 希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援を行う

若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援を行う。

### ② 関係者と連携し、社会全体の機運醸成を行う

国、庁内関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視し、国に必要な対応を求めることに加え、全庁を挙げて「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置くほか、県民や企業に取り組みを求める前に県庁が先ず実行し、社会全体で子育て・子育てを応援できるよう機運を醸成する。

### ⑤ 全てのこども・若者が幸せに成長できるようにする

こども・若者が大切にされている実感を持てるよう、その多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の権利を擁護するとともに、良好な成育環境を確保し、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこども・若者を含め、全てのこども・若者が幸せに成長できるようにする。

### ③ ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施する

施策の総合性を確保するとともに、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

### ⑥ こども・若者と関わる身近な大人たちを支援する

こども・若者と関わる身近な大人たちが幸せでなければ、こども・若者、子育て当事者も幸せになれないとの考えにのっとり、こども・若者と関わる身近な大人たちを支援する。